

土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施(机上で地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定する。)
- ・基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ
- ・基礎調査の結果を公表(住民の危険性の認識と、指定促進のため。)

区域の指定 [都道府県]

土砂災害警戒区域

○土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

- 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ハザードマップの配布【市町村等】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】

土砂災害ハザードマップの作成・配布
(茨城県銚田市)



住民の避難訓練状況
(沖縄県浦添市)

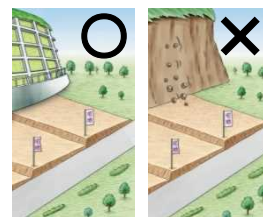


土砂災害特別警戒区域

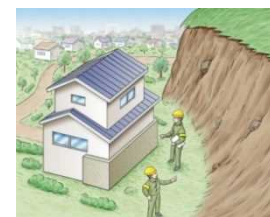
○避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

- 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- 建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- 建築物の移転等の勧告【都道府県】

特定開発行為に対する許可制



建築物の構造規制



建築物の移転等の勧告



土砂災害防止法の改正経緯

平成11年6月広島市、呉市等における集中豪雨で土砂災害により死者24名

平成13年4月
土砂災害防止法施行

- ・基礎調査の実施および土砂災害警戒区域等の指定による危険の周知
- ・土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備
- ・土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制等

平成16年台風等による土砂災害が相次ぎ、高齢者等防災上配慮を要する者の被災が顕著

平成17年7月
一部改正

- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達、土砂災害ハザードマップの配布等を義務付け

平成20年岩手・宮城内陸地震で多数河道閉塞が発生

平成23年5月
一部改正

- ・大規模な土砂災害が急迫している場合における緊急調査の実施
- ・被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村へ通知、一般へ周知

平成26年8月広島市北部における集中豪雨で土砂災害により死者74名

平成27年1月
一部改正

- ・基礎調査結果の速やかな公表
- ・避難経路を市町村地域防災計画に位置づけるなど、警戒避難体制の強化・充実
- ・土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務付け

平成28年8月岩手県岩泉町の高齢者グループホームが河川の氾濫により被災、死者9名

平成29年6月
一部改正

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画及び計画に基づく避難訓練の実施を施設管理者等へ義務付け

土砂災害警戒区域等の指定の流れ

基礎調査

調査

(法4条)
都道府県は、基本指針に基づき、土砂災害警戒区域等の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を行うものとする。

箇所の抽出

(基本指針)
地形図、航空写真等を用いて概略的に調査を行う。

現地確認

(基本指針)
必要に応じ現地確認を行う。

基礎調査結果の通知・公表

(法4条)
都道府県は、基礎調査の結果を関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

区域指定

市町村長への意見聴取

(法7条・9条)
都道府県知事は、土砂災害警戒区域等の指定をしようとする時は、あらかじめ、関係市町村長の意見を聞かなければならない。

指定の公示

(法7条・9条)
都道府県知事は、土砂災害警戒区域等の指定するときは、その旨並びに指定の区域等を公示しなければならない。

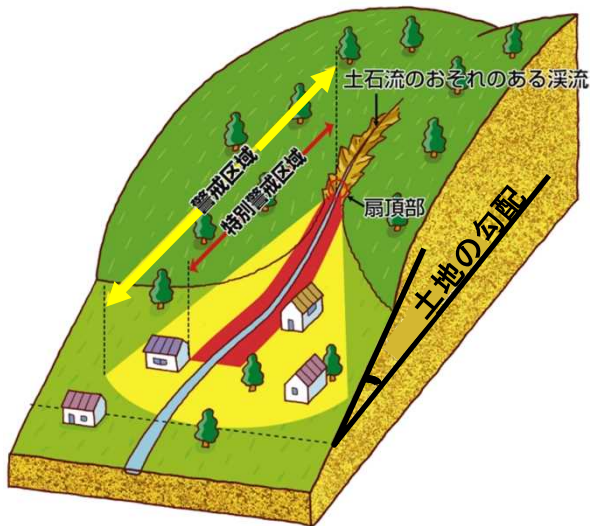
公示したときは、速やかに関係市町村長に公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

住民への説明・周知

土砂災害警戒区域

土石流

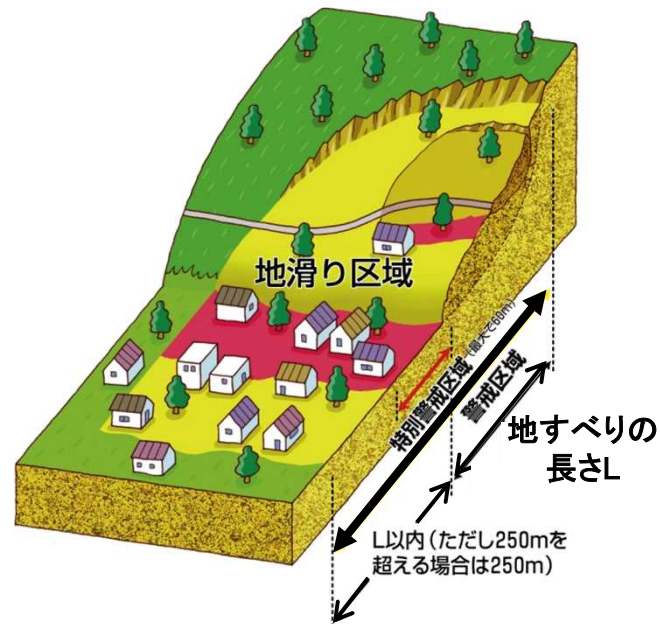
※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



・土地の勾配2度以上

地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

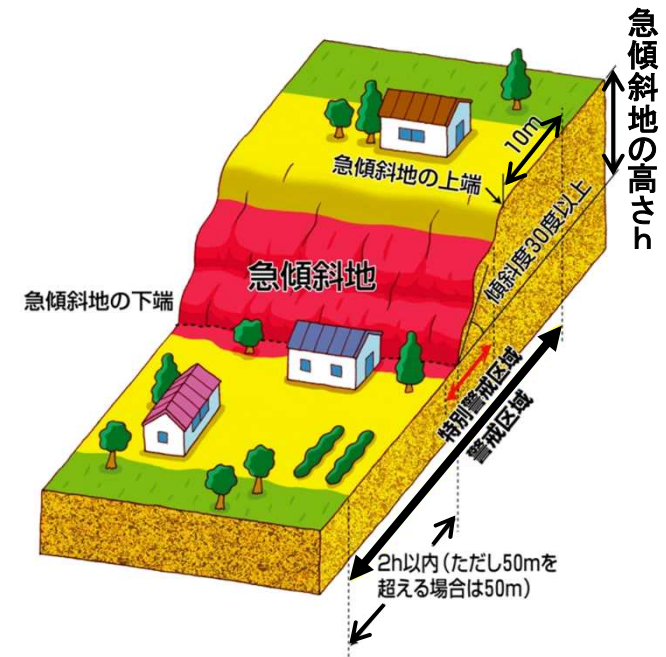


・地滑りの長さの2倍以内^{※1}

※1 ただし250mを越える場合は250m

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



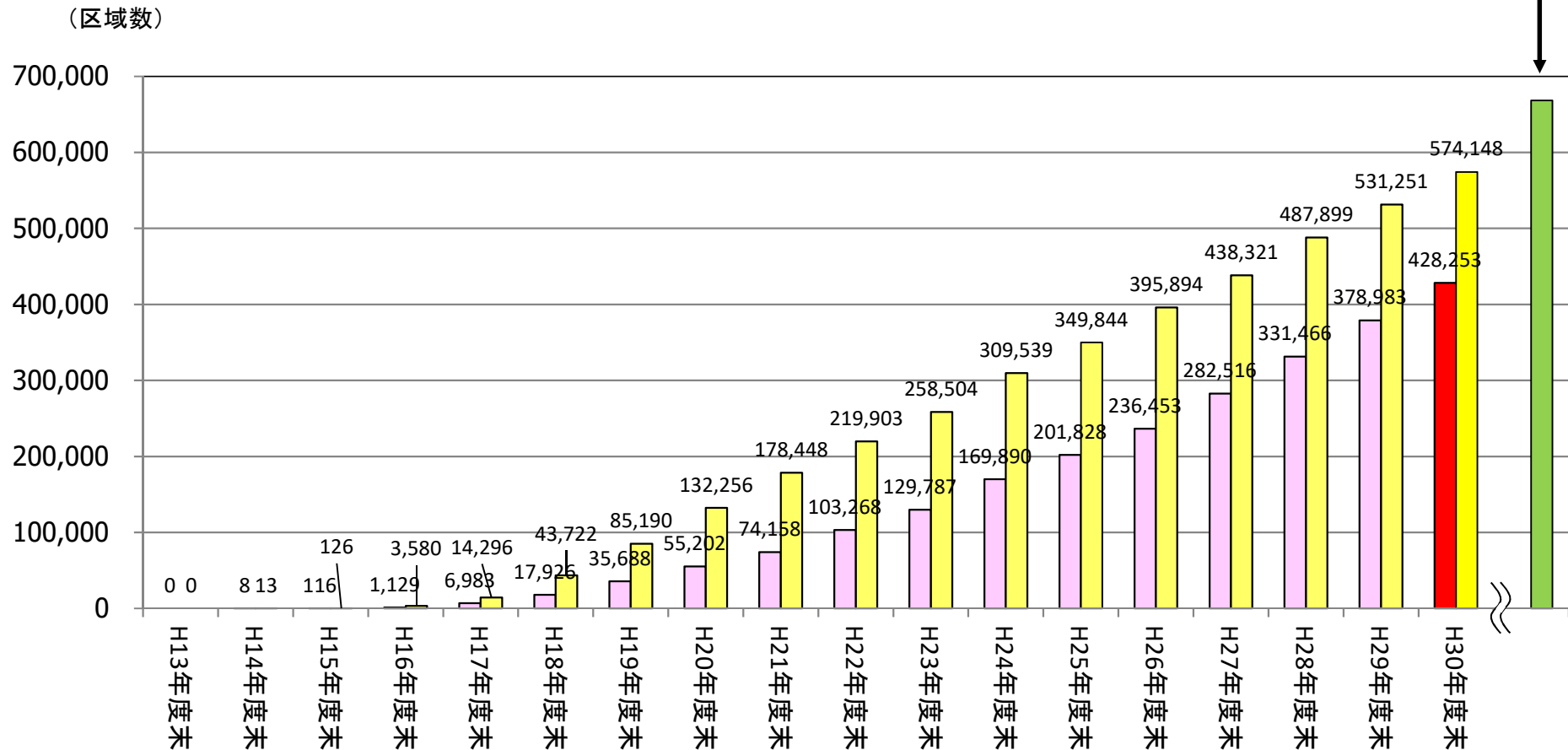
・急傾斜地の上端から10m^{※2}
・急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※1 ただし50mを越える場合は50m

土砂災害区域害警戒等の指定状況推移(平成31年3月末時点)

○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域は約57万4千区域、土砂災害特別警戒区域は、約42万8千区域指定されている。

土砂災害警戒区域の総区域数の推計値※
668,150区域



※土砂災害警戒区域の総区域数の推計値

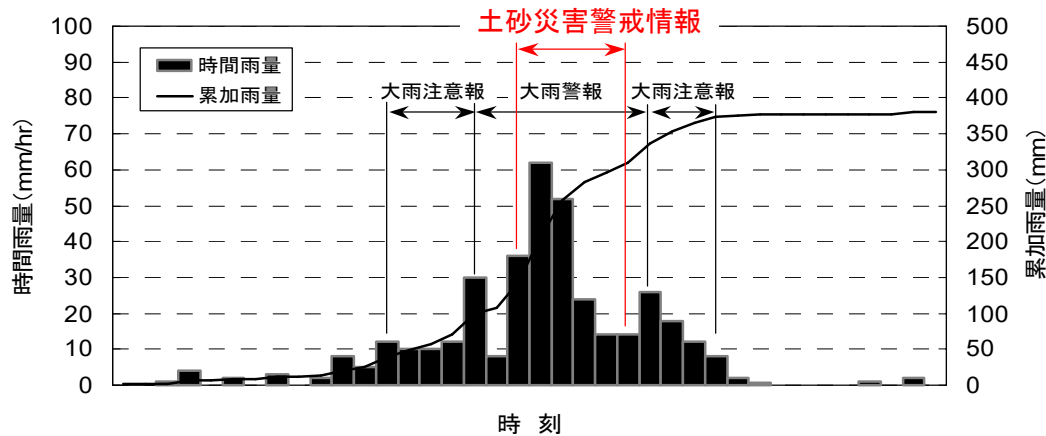
都道府県により推計された土砂災害警戒区域の総数。平成31年3月末時点の値であり、基礎調査の進捗に伴い変更の可能性はある。

土砂災害警戒情報

○ 土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難勧告等を発令する際の判断を支援するため、都道府県と気象庁が共同で発表している情報。

都道府県:土砂災害防止法第27条に基づき通知。

気象庁:気象象業務法第13条に基づき大雨注意報・警報を通知するとともに、第11条に基づいた気象情報の1つとして通知。



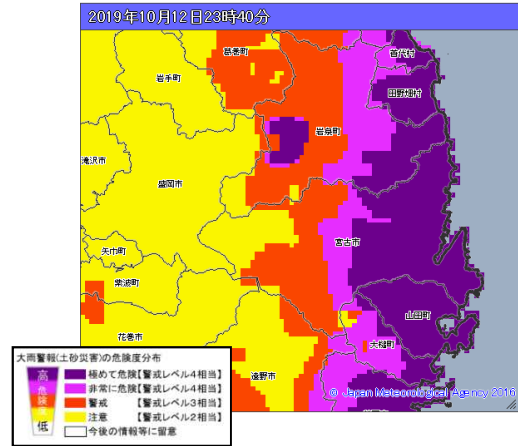
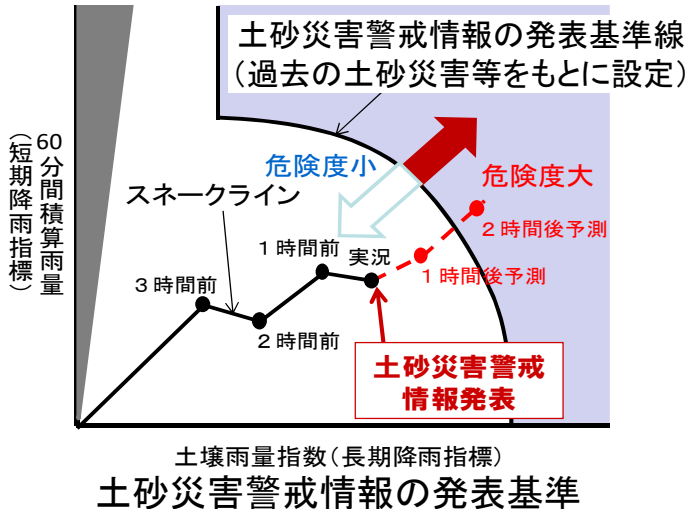
発表例

秋田県土砂災害警戒情報 第1号
令和元年6月25日 17時35分
秋田県 秋田地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
船代市* 大館市* 鹿角市* 北秋田市* 仙北市* 小坂町* 上小阿仁村* 藤沢町*
*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命が危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。
<とるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当】。崖の近くや谷の出口付近土砂災害警戒区域等に在住の方は、市町村から発令される避難勧告などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。
<留意情報>
市町村内で危険度が高まっている区域は、秋田県や気象庁のホームページでも確認できます。秋田県「土砂災害危険箇所マップ」、気象庁「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」

県庁の住所
018-860-2511 (秋田県庁(総務課))
018-823-8291 (秋田地方気象台)



土砂災害警戒判定メッシュ情報

埼玉県 蓮田市 伊奈町 白岡町

4:31

東海から東北 猛烈な雨

土砂災害警戒情報

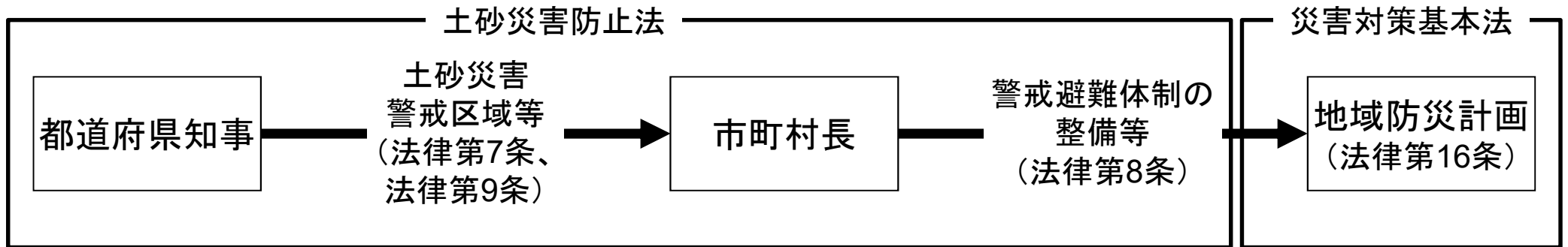
時間雨量(～午前2時)
愛知 岡崎…146ミリ

土砂災害警戒情報のテレビでの表示例

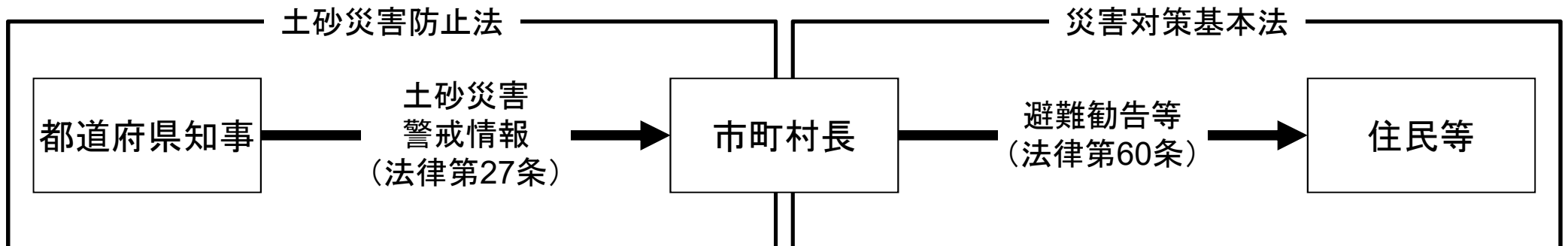
土砂災害防止法と災害対策基本法の関係

- 土砂災害防止法では、都道府県知事が土砂災害警戒区域を指定し、市町村の長が市町村地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定めることとしている。
- また、都道府県知事が避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するための情報として、土砂災害警戒情報を市町村の長に通知することとしている。

■ 警戒避難体制の整備

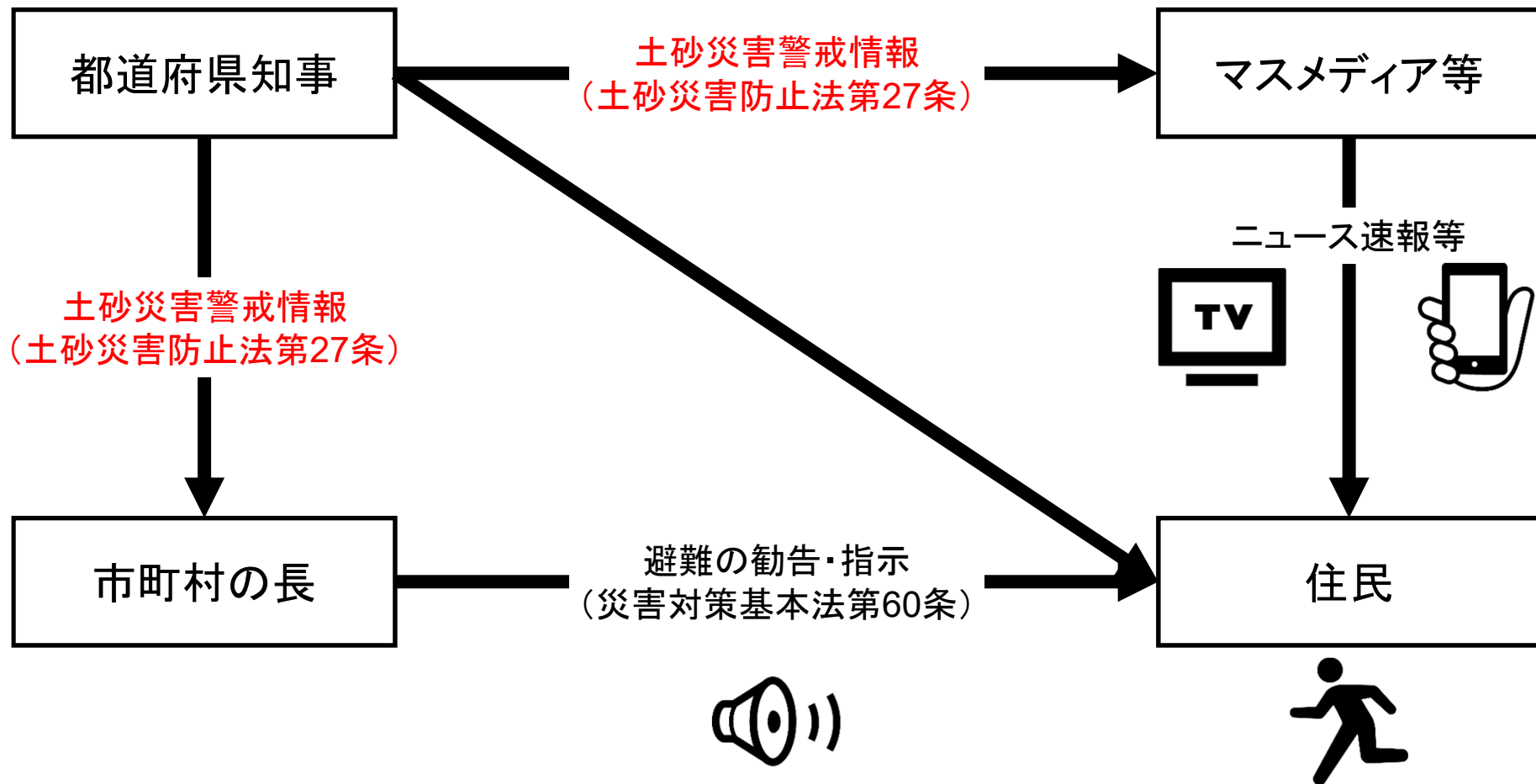


■ 土砂災害警戒情報



土砂災害警戒情報の発表後の避難の指示等

- 土砂災害防止法第27条に基づき、災害対策基本法第61条第1項の規定による避難のための立退きの勧告または指示の判断に資するための、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報として都道府県知事が関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知。



【参考】災害対策基本法における避難勧告等の位置づけ

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。)を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

土砂災害防止対策基本指針について

○ **法律** 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

○ **政令** 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

○ **省令** 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則

○ **基本指針** 土砂災害防止対策基本指針

（法第2条）

○ 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならない。

○ 基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聞かなければならない。

○ 国土交通大臣は、基本指針を定めた時は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○ 基本指針の変更について準用する。

土砂災害防止対策基本指針について

○ 基本指針において定める事項(法第2条)

1. 法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
2. 基礎調査の実施について指針となるべき事項(法第4条1項)
3. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
(法第7条第1項、法第9条第1項)
4. 土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害防止のための対策に関し指針となるべき事項
5. 危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項(法第27条第1項)
6. 緊急調査の実施について指針となるべき事項(法第28条第1項、法第29条第1項)
7. 土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
(法第31条第1項)